

掛川市条例第28号

掛川市債権管理条例をここに公布する。

平成24年12月21日

掛川市長

(別紙)

掛川市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、その適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(法令及び他の条例との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令に定めがある場合又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

2 市長は、市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正に管理するための体制及び事務の処理手続を整備するものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(徴収計画)

第6条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定するものとする。

(督促)

第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより、これを督促しなければならない。

(強制徴収債権の滞納処分等)

第8条 市長は、強制徴収債権の滞納処分その他その保全及び取立てに関する措置並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより処

理しなければならない。

(非強制徴収債権の強制執行等)

第9条 市長は、非強制徴収債権について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第171条の2から第171条の4までの規定により、その強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、非強制徴収債権について、自治令第171条の5から第171条の7までの規定により、その徴収停止若しくは履行期限の延長又は当該非強制徴収債権に係る債務の免除をすることができる。

(非強制徴収債権の放棄)

第10条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 当該非強制徴収債権（消滅時効について時効の援用を要する債権に限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

(2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権について、その責任を免れたとき。

(4) 当該非強制徴収債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

(5) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難で、当該非強制徴収債権について、履行される見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。